

大阪市条例第36号

大阪市市長直轄組織設置条例の一部を改正する条例

大阪市市長直轄組織設置条例（平成24年大阪市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 前条に掲げる組織の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>副首都推進局</p> <p>(1) <u>副首都化(大都市制度を含む。)</u>に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項</p> <p>[(2) 略]</p> <p>[略]</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>副首都推進局</p> <p>(1) <u>副首都化</u>に係る企画及び立案並びに推進並びにその総合調整に関する事項</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。